

災害対策基本法の一部を改正する法律案要綱

第一 総則

一 住民等の責務

地方公共団体の住民が防災に寄与する取組の例として、過去の災害から得られた教訓の伝承を追加すること。

(第七条第二項関係)

二 施策における防災上の配慮等

国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならぬ事項として、次の事項を追加すること。

1 第五の三の広域一時滞在に関する協定の締結に関する事項

2 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事項
(第八条第二項関係)

第二 防災に関する組織

一 中央防災会議

非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進することを所掌事務としない

ものとする。

(第十一条第二項関係)

二 都道府県防災会議

1 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議することを所掌事務に追加すること。

2 1の重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べることが所掌事務に追加すること。

3 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することを所掌事務としないものとする。

4 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、及びその実施を推進することを所掌事務としな
いものとする。

5 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者を委員として追加すること。
(第十四条第二項及び第十五条第五項関係)

三 市町村防災会議

市町村防災会議の設置目的として、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重

要事項を審議することを追加すること。

(第十六条関係)

四 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部

- 1 都道府県災害対策本部の所掌事務として次の事項を規定すること。
 - (1) 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - (3) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県及び関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 2 都道府県災害対策本部長の権限として、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることを追加すること。
- 3 市町村災害対策本部について、1の(3)を除き、都道府県災害対策本部の所掌事務と同様の規定を定めること。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関等との連

携の確保に努めなければならないものとする。

(第二十三条及び第二十三条の二関係)

五 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部

1 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の所掌事務として、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成に關すること及び非常災害に際し必要な緊急措置の実施に關することを追加すること。

2 非常災害対策本部長及び緊急災害対策本部長の権限として、当該非常災害対策本部の所管区域における災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、關係行政機関の長等の關係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることを追加すること。
(第二十六条、第二十八条、第二十八条の四及び第二十八条の六関係)

第三 防災計画

一 都道府県地域防災計画及び市町村地域防災計画

都道府県防災会議が都道府県地域防災計画を、又は市町村防災会議が市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は

他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

(第四十条及び第四十二条関係)

第四 災害予防

一 災害予防及びその実施責任

災害予防として行う事項に関し、次の事項を追加すること。

1 防災に関する教育に関する事項

2 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

(第四十六条第一項関係)

二 防災教育の実施

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならないものとする。この場合において、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができるものとする。

(第四十七条の二関係)

三 円滑な相互応援の実施のために必要な措置

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(第四十九条の二関係)

第五 災害応急対策

一 通則

1 情報の収集及び伝達等

災害応急対策責任者は、災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報の活用を努めなければならないものとするほか、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならないものとする。

(第五十一条第二項及び第三項関係)

2 被害状況等の報告

市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が被害状況等の

報告ができなくなったときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならないものとする事。 (第五十三条第六項関係)

二 応急措置等

1 他の市町村長等に対する応援の要求

市町村長等から他の市町村の市町村長等に対する応援を求めることが出来る対象業務を応急措置から災害応急対策に拡大すること。また、当該応援に従事する者は当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする事。 (第六十七条関係)

2 都道府県知事等に対する応援の要求等

市町村長等から都道府県知事等に対する応援の求め又は実施の要請の対象を応急措置から災害応急対策に拡大すること。都道府県知事等は、正当な理由がない限り応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする事。 (第六十八条関係)

3 都道府県知事の指示等

従前の応急措置の実施についての指示又は他の市町村への応援の指示に加え、都道府県知事は、区

域内の市町村の実施する応急措置以外の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができるものとする。

(第七十二条第二項関係)

4 他の都道府県知事等に対する応援の要求

都道府県知事等から他の都道府県の都道府県知事等に対する応援を求めることができる対象業務を応急措置から災害応急対策に拡大すること。また、当該応援に従事する者は当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。

(第七十四条関係)

5 内閣総理大臣による応援の要求等

(1) 都道府県知事は、3の指示、3の要求又は4の要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事(以下「災害発生都道府県知事」という。)又は当該災害が発生した市町村の市町村長(以下「災害発生市町村長」という。)を応援することを求めるよう求めることができるものとする。

(2) 内閣総理大臣は、(1)の要求があり、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができるものとする。

(3) 内閣総理大臣は、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、(1)の要求を待つかとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができるものとする。

(4) 災害発生都道府県知事以外の都道府県知事は、(2)又は(3)の場合において、当該災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長に対し、当該災害発生市町村長を応援することを求めることができるものとする。

(第七十四条の二関係)

三 広域一時滞在等

1 広域一時滞在の協議等

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、被災した住民（以下「被災住民」という。）の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、同一都道府県内の他の市町村の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、当該被災住民の受入れについて、当該他の市町村の市町村長に協議できるものとする。

- (2) (1)の場合において、協議を受けた市町村長（以下「協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。

この場合において、協議先市町村長は、広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設その他の施設（以下「公共施設等」という。）を提供しなければならないものとする。

（第八十六条の二関係）

2 都道府県外広域一時滞在の協議等

(1) 1 の(1)の場合において、市町村長は、都道府県知事と協議を行い、他の都道府県の区域における一時的な滞在（以下「都道府県外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。

(2) (1)の場合において、協議を受けた都道府県知事は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならないものとする。

(3) (2)の場合において、協議を受けた市町村長（以下「都道府県外協議先市町村長」という。）は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供しなければならないものとする。

（第八十六条の三関係）

3 都道府県知事による広域一時滞在の協議等の代行等

都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務

を行うことができなくなった場合であつて、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、広域一時滞在の必要があると認めるときは、当該市町村の市町村長が1により実施すべき措置の全部又は一部を代行しなければならないものとする。また、都道府県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、2の(1)の協議の求めがない場合であつても、他の都道府県の知事に協議できるものとする。

(第八十六条の四及び第八十六条の五関係)

4 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言

都道府県知事は、市町村長から求められたときは、1の(1)の協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言しなければならないものとする。また、内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、2の(2)の協議の相手先その他都道府県外広域一時滞在に関する事項又は広域一時滞在に関する事項について助言しなければならないものとする。

(第八十六条の六関係)

四 物資等の供給及び運送

1 物資又は資材の供給の要請等

(1) 都道府県知事又は市町村長は、災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、指定行政機関の長等又は都道府県知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができるものとする。

(2) 指定行政機関の長等又は都道府県知事は、その事態に照らし緊急を要し、その要請又は要求を待たないとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができるものとする。

(第八十六条の七関係)

2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

指定行政機関の長等は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならないものとする。

(第八十六条の八関係)

3 災害応急対策必要物資の運送

(1) 指定行政機関の長等は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業

者である指定公共機関等に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策必要物資の運送を要請することができるものとする。

(2) 指定公共機関等が正当な理由がないのに要請に応じないときは、指定行政機関の長等は、特に必要があるとき認めるときに限り、指定公共機関等に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示できるものとする。

(第八十六条の九関係)

第六 其他所要の改正を行うこと。

第七 附則

一 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かすため、東日本大震災に対してとられた措置の実施の状況を引き続き検証し、防災に関する制度の在り方について所要の法改正を含む全般的な検討を加え、その結果に基づいて、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 原子力災害対策特別措置法等について所要の改正等を行うこと。(附則第三条から第七条まで関係)

四 この法律の施行に関し必要な経過措置を政令で定めること。(附則第八条関係)